

資本性借入金の積極的な活用に向けた「引当事例」とその考え方

活用実績の増加につれ、近年は「100%引当」以外の事例も

松井 正太 金融庁監督局総務課監督調査室 総括課長補佐
大石 健太 PwCあらた監査法人 ディレクター
(前金融庁監督局銀行第二課 課長補佐)

今年7月から来年4月にかけて民間金融機関を通じたゼロゼロ融資の返済開始が集中するなか、事業者の財務基盤を強化し、事業再生を促すツールとしてDDS(デット・デット・スワップ)を含む資本性借入金(資本性劣後ローン)の重要性は増している。一方で、金融機関からは、資本性借入金活用の課題として、100%(全額)引当の負担を指摘する声も聞かれる。本稿では、今年6月に金融庁が公表した「DDSを含む資本性借入金の引当方法」について、公表に至った背景や公表内容を中心に解説する。

新型コロナで高まる資本性借入金の有用性

新型コロナや物価高騰の影響等により、増大する債務に苦しむ事業者に対しては、事業再生に向けた合理的な経営改善計画の下、バランスシート上の財務内容を改善し、新規融資を供給しやすくする手段として、DDSを含む資本性借入金¹の活用が有効である。そのため、金融庁は、新型コロナによる影響が拡大した2020年5月に「主要行等向けの総合的な監督指針」等を改正し、19年12月の金融検査マニュアル廃止後も資本性借入金の資本類似性を判断する際の考え方に変更がない旨を明確化した。また、金融機関に対する累次の要請を通じて、金融機関が資本性借入金を積極的に活用できるよう促してきた。

そして、足元では、社会経済活動の正常化が進むなか、民間金融機関を通じたゼロゼロ融資の返済が本格化している。金融機関による事業者支援においては、資金繰り支援にとどまらない抜本的な事業再生支援がより重要となっている。

¹ 金融機関が融資先の財務状況等を判断するに当たって、負債ではなく、自己資本と見なすことができる借入金のこと。一般的に、①償還期間5年超(期限一括償還)、②資本に準じ、配当可能利益に応じた金利設定、③法的破綻時の劣後性といった特徴を持つ。なお、DDS(Debt Debt Swap)とは、既存借入れの資本性借入金化のことである。

コロナ禍における将来の不確実性の高い状況下では、条件変更（リスケジュール）は有効であった。しかし、事業者の実情を踏まえた支援を行うことが大前提ではあるが、今後はただ単純に条件変更を繰り返していくことが必ずしも正解とはいえなくなっている事業者も存在するだろう。一方、経営責任の明確化や多額の損失確定といった事業者・金融機関の双方に負担が大きい債権放棄にまでは踏み切れない融資先も多く存在しているのも事実である。こうしたなか、資本金借入金については、条件変更と債権放棄の中間的な事業再生ツールとして、適切な経営改善計画と組み合わせた上で、積極的に活用していくことが期待される。

100%引当を理由に進まない積極的な活用

資本金借入金は、04年に金融庁が金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕を改定した際に導入され、東日本大震災が発生した11年に同マニュアル上の運用が明確化されて以降、活用実績が増加してきた。しかしながら、近年は民間金融機関による活用実績が低調であるとの指摘もなされている。その要因を金融機関にヒアリングしたところ、図表1のとおりであった。

〔図表1〕 資本金借入金活用の主な減少要因・課題

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ① コロナ禍において、従来よりも条件変更が容易となり、金融支援の手法として相対的に需要減 ② 金融庁からの資金繰り円滑化に関する要請等に加え、官民ゼロゼロ融資や日本公庫のコロナ資本金劣後ローン等の充実した公的支援により、民間の資本金借入金の需要減 ③ 新型コロナの感染拡大期は、将来の不確実性が高く、必要な経営改善計画の策定が困難 ④ 多くの金融機関では、資本金借入金は100%（全額）を貸倒引当金として費用計上する必要があり、金融機関側の財務負担が大きい |
|---|

（出所） 筆者作成

挙げられた要因のうち、①～③はあくまでコロナ禍での一時的なものであり、必ずしも今後も民間金融機関による資本金借入金活用の阻害要因とはならない可能性がある。一方、本稿のテーマである④の100%引当の負担は、資本金借入金を活用する上での恒常的な課題である。もちろん、こうした多額の引当負担は資本金借入金の活用の判断に影響しないと回答した金融機関も一定数はいたものの、特に中小の地域金融機関からは図表2のように、深刻な課題として指摘する声も多く聞かれた。

〔図表2〕 金融機関からの声

- 100%引当がネックとなり、資本金借入金の活用を断念した経験がある。特にコロナ禍で債務超過に陥ったが、今後は収益回復見込みのある融資先（債務者区分＝要注意先）に対して活用する場合、追加の引当負担が大きく、事業再生の早期着手の妨げとなっている
- 100%引当が必要であればやむを得ないが、これまでの資本金借入金の融資先の倒産実績はゼロであり、100%引当は過度に保守的である

（出所） 金融庁資料から筆者作成（図表3も同じ）。

そもそも、今回課題となっている資本金借入金の引当方法は、日本公認会計士協会の業種別委員会実務指針32号（以下、実務指針）²ではどのような取り扱いとなっているのだろうか。実際に実務指針を見てみると、具体的な引当方法を三つ例示しており、実質的に100%引当を求める「準株式法」³以外にも、原則法や簡便法といった必ずしも100%引当を積む必要のない引当方法も紹介している（後述）。

しかしながら、現実として多くの金融機関が100%引当の方法を採用している。その背景として、金融庁の金融検査マニュアルとの関連が指摘されている。

具体的には、資本金借入金導入された04年当時、金融機関が抱える多額の不良債権への対応のため、金融検査マニュアルによる過去の貸倒実績に依拠した画一的な引当実務が現場で定着していた。そのため、各金融機関では、過去の貸倒実績に乏しい資本金借入金に対しては、総じて保守的な引当方法を採用する傾向にあった。さらに、金融庁が引当事例として金融検査マニュアル上で紹介したことも相まって、準株式法（100%引当）が実務上浸透したと考えられる。

環境変化で生まれてきた引当方法見直しの動き

資本金借入金の引当を取り巻く環境は導入当時と比べて三つの変化が見られる。第一に、金融機関内で資本金借入金の引当に関する実績・ノウハウが蓄積されてきたこと。第二に、金融検査マニュアルの廃止により、金融機関が認識している信用リスクをよりの確に引当に反映できる環境が整備されてきたこと。第三に資本金借入金の活用方法が多様化し、例えば財務内容が痛み切っていない、

² 「資本金適格貸出金に対する貸倒見積高の算定及び銀行等金融機関が保有する貸出債権を資本金適格貸出金に転換した場合の会計処理に関する監査上の取扱い」（2020年9月9日最終改正）

³ 実務上の通称。

より早い段階での活用や、真水で資本性借入金を新規実行する場合など、現行の引当方法では対応が難しい場合も出てきたことである。

そうしたなか、資本性借入金の導入から20年近くがたち、一部の金融機関では、実務指針を踏まえ、各金融機関の実態に即したかたちで100%引当以外の方法を採用する事例も徐々に出てきている。そのため、金融庁では、金融機関による資本性借入金の積極的な活用を後押しし、事業者の収益力改善や事業再生等を一層促していく観点から、今般、約40の金融機関（主要行、地方銀行、第二地方銀行、信用金庫、信用組合）にヒアリングを行い、その際に確認された資本性借入金の主な引当事例を取りまとめ、公表した。以下では、その詳細を解説していく。

採用金融機関が多い準株式法での100%引当

引当事例のイメージは図表3のとおりである。ヒアリングを通じて最も多く見られた事例は準株式法であり、特に中小の地域金融機関では、ほぼすべてがこの方法を採用していた。

〔図表3〕 資本性借入金の引当事例（簡易イメージ）



具体的な引当方法は、実務指針に従って、資本性借入金を資本と見なしても債務超過が解消しない場合には100%引当を実施し、債務超過が解消する場合には資本と見なす前の債務超過額のみを100%引当とするものであった。なかには、さらに保守的に、資本性借入金を資本と見なすことにより債務超過が解消するか否かにかかわらず、一律に資本性借入金の回収可能額をゼロと見なして100%引当を実施している事例も相当数存在した。

こうした準株式法を採用する理由としては、前述した金融検査マニュアルとの関係に加え、引当方法が簡易であり、事務負担が少ないことが挙げられる。特に資本性借入金の取扱件数が少なく、引当全体に占める重要性が低い金融機関においては、煩雑な引当処理を避けるために採用する傾向も見られた。

倒産確率に基づく原則法への変更事例も

一部の金融機関では、資本金借入金の活用実績が増えるにつれ、より実態に即して、準株式法から「原則法」に変更する事例も見られた。具体的には、倒産確率および劣後性を考慮した倒産時損失率に基づいて引当を行う方法である。後者の劣後性を考慮した倒産時損失率では、ヒアリング先のすべての金融機関が保守的かつ簡易的に100%としていた。よって、原則法を採用する際の最大のポイントは、前者の倒産確率の算定方法となる。

特に通常債権の引当を倒産確率による方法ではなく、貸倒実績率による方法で算定している金融機関にとっては、倒産確率を新たに算定する必要がある。その算定期間や倒産の定義の妥当性を証明することが困難であるとして、原則法の採用を躊躇する金融機関も多く存在した。そのため、公表文では、実際に原則法を採用している金融機関の倒産確率（＝算定期間の倒産先数÷算定期間の期首債務者数）の算定事例を重点的に記載しており、ここで簡単に紹介しておきたい。

まず、倒産確率の「算定期間」については、通常債権の引当と同様に債務者区分に応じて、例えば正常先・その他要注意先を過去1年間、要管理先以下を過去3年間とする事例が見られた。また、倒産確率の算定における「倒産先数」の定義については、債務者区分が破綻懸念先以下となる先数とする事例や、実質破綻先以下となる先数とする事例が見られた。なお、「倒産先数」の定義におけるデフォルトポイント（破綻懸念先以下、または実質破綻先以下など）については、通常債権の引当に用いる貸倒実績率もしくは倒産確率と同様とする事例のほか、倒産時損失率を保守的に100%としていることを踏まえて、通常債権の引当とは異なるデフォルトポイントを採用している事例も存在した。

ただし、倒産確率の算定に当たっては、最終的に十分に信頼性の高い統計値の裏付けが得られないことも考えられる。その場合は保守的に、資本金借入金を資本と見なさなかった場合の債務者区分（資本金借入金活用前の債務者区分）に基づいた倒産確率を用いて貸倒引当金を算定することが、実務指針改正時のパブリックコメントへの回答（20年9月）でも否定されるものではないとされている。実際に原則法を採用する多くの金融機関は、当該債務者区分に基づいた倒産確率を使用していた。

なお、三つ目の引当方法である簡便法は、資本金借入金の劣後性を踏まえて他の債権者の金銭債権も考慮して貸倒引当金を算定する方法であるが、今回のヒアリングにおいては、当該方法を採用している事例はほぼ見られなかった。

経営改善後に可能なDDSでの引当金戻し入れ

実務指針では、DDS等における貸倒引当金の実質的戻し入れについて、実施時点では信用リスク総額は減少しないのが一般的であるため、「通常合理的とは認められない」と規定している。その上で、DDS実施から一定期間経過し、経営改善計画の履行により経営改善が確認できた後に引当の戻し入れを行うことは可能とされている。

ヒアリングを行う中で、こうした実務指針の下、DDS実施後に貸倒引当金の戻し入れをどのように行うべきか悩んでいる金融機関が多く存在していた。そのため、公表文では、補足事項として、DDS等実施後の戻し入れ基準を事前に明確化することで、実情に即した円滑な引当の戻し入れを実施している事例を紹介している。

* * *

より実情を踏まえた方法として100%引当以外の方法を模索している金融機関においては、公表文で紹介した事例等を参考にした上で、資本性借入金の活用を含めた事業者支援に積極的に取り組むことを期待している。なお、資本性借入金の引当は、各債務者の状況や各金融機関のリスク判断によって異なるものであり、必ずしも現行の100%引当を否定するものではない点にも留意されたい。

(本稿における意見は、すべて執筆者の個人的見解であり、執筆者が所属する組織の公式見解を示すものではない)

まつい しょうた

10年財務省入省。19年大臣官房総合政策課経済動向調査官、21年金融庁監督局銀行第二課課長補佐を経て、23年7月から現職。

おおいし けんた

監査法人勤務を経て、21年金融庁入庁。金融庁監督局銀行第二課課長補佐を経て、23年7月から現職。公認会計士。